

不審電話に関する事例

4月13日（木）午前、御船町の被保険者宅へ役場職員を名乗る者から、「保険料の還付手続の期限が3月31日までだったが、手続がされていない。締切を過ぎており窓口での手続が出来ないので、指定するATMで捜査をして欲しい」と電話があった。

被保険者は、初め、役場職員を名乗る者から「機械の操作が難しいので、職員を一人現地に行かせる」と言われたため、指定された時間・場所へ行ったが誰もおらず、待っていたところ再度電話があり「職員が現地へ行けなくなったので、電話で指示するとおりにATMを操作するように」と言われた。

指示に従い、通帳の残高を読み上げたところで電話が切れてしまい、その後しばらく待っても折り返しの電話がなかったので、役場に電話し、本事案が判明した。

不審な電話等があった場合、広域連合、市町村後期高齢者医療担当または最寄りの警察へ御相談ください。

問い合わせ先：宮崎県後期高齢者医療広域連合

0985-62-0921（業務課）